

覚 書

令和4年2月9日現地において境界立会をし、甲所有土地（1540番1）と乙所有土地（1539番1、1539番2、1539番4）の土地の境界を確認しました。

乙所有のブロック塀、雨樋、植木の一部が甲所有の土地に越境していることを確認しました。

越境しております上記部分については、現存のままの使用を認め、将来ブロック塀、建物、植木の全部又は一部を建て替える場合には、今回確認した境界線に従って造ることをお互いに約束しました。

なお、お互いが第三者に土地及び建物を売却又は賃貸を行う際には、本書に定める内容を譲受人並びに貸借人等に承継させることを了承しました。

令和 4 年 2 月 23 日

甲 土地所有者

所在 春日部市粕壁東四丁目1540番1

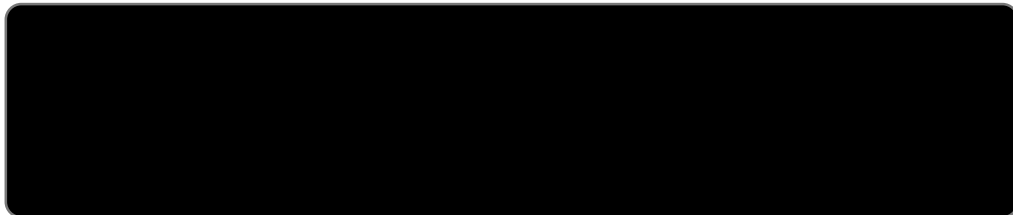
住 所 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県
氏 名 埼玉県知事 大野元裕



乙 土地・ブロック塀・雨樋・植木所有者

所在 春日部市粕壁東四丁目

1539番1、1539番2、1539番4



覚 書

埼玉県（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）は、甲所有地に越境している乙所有の雨樋、植木の一部について越境状態が解消されたことを確認したことから、令和4年3月23日付け覚書を破棄し、新たに、甲所有地に残地している乙所有の越境物（ブロック塀）及び甲所有の万年塀の一部（別図）に関し、本覚書を締結することとする。

- 1 甲、乙は、乙所有のブロック塀の一部が甲土地の境界線を越えて存在していることを相互確認した。
- 2 甲、乙は、乙所有のブロック塀を支えるため、甲所有地内に残地してある万年塀の一部が甲の所有物であることを相互確認した。
- 3 甲は、乙所有のブロック塀について、建て替えや改築等で現状変更しない限り、撤去請求をしないものとし、現状のまま使用することを承認する。
- 4 乙は、乙所有のブロック塀について、将来建て替えや改築等を行う際は、自己の責任と費用負担により、甲の承認を得た上で甲の所有物である万年塀の一部を合わせて撤去し、越境状態を解消することを約する。
- 5 甲は、甲所有の万年塀の一部について将来撤去する場合は、自己の負担により乙の所有物であるブロック塀の一部を合わせて撤去等することを約する。
- 6 甲・乙は、所有する土地を第三者に譲渡する際に、本覚書の権利・義務を当該譲受人に継承させるものとする。
- 7 本覚書に関し疑義があるとき又は本覚書に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めることとする。

その証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

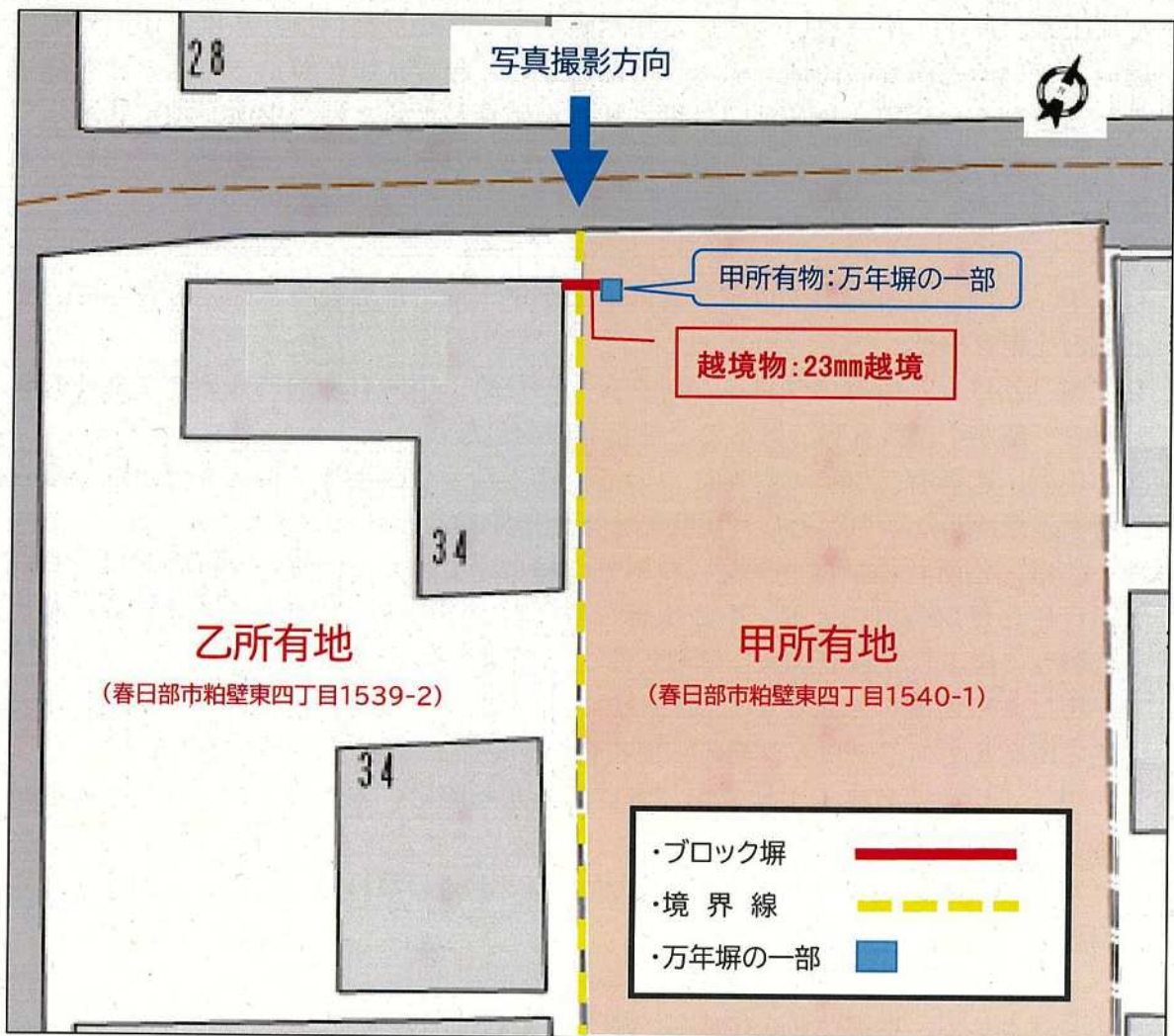
令和6年5月30日

甲 所有地 埼玉県春日部市粕壁東四丁目1540番1
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事 大野元裕



乙 所有地 埼玉県春日部市粕壁東四丁目1539番2
[REDACTED]

越 境 状 況 図



《 写 真 》



現況実測図

拡大図 1/20

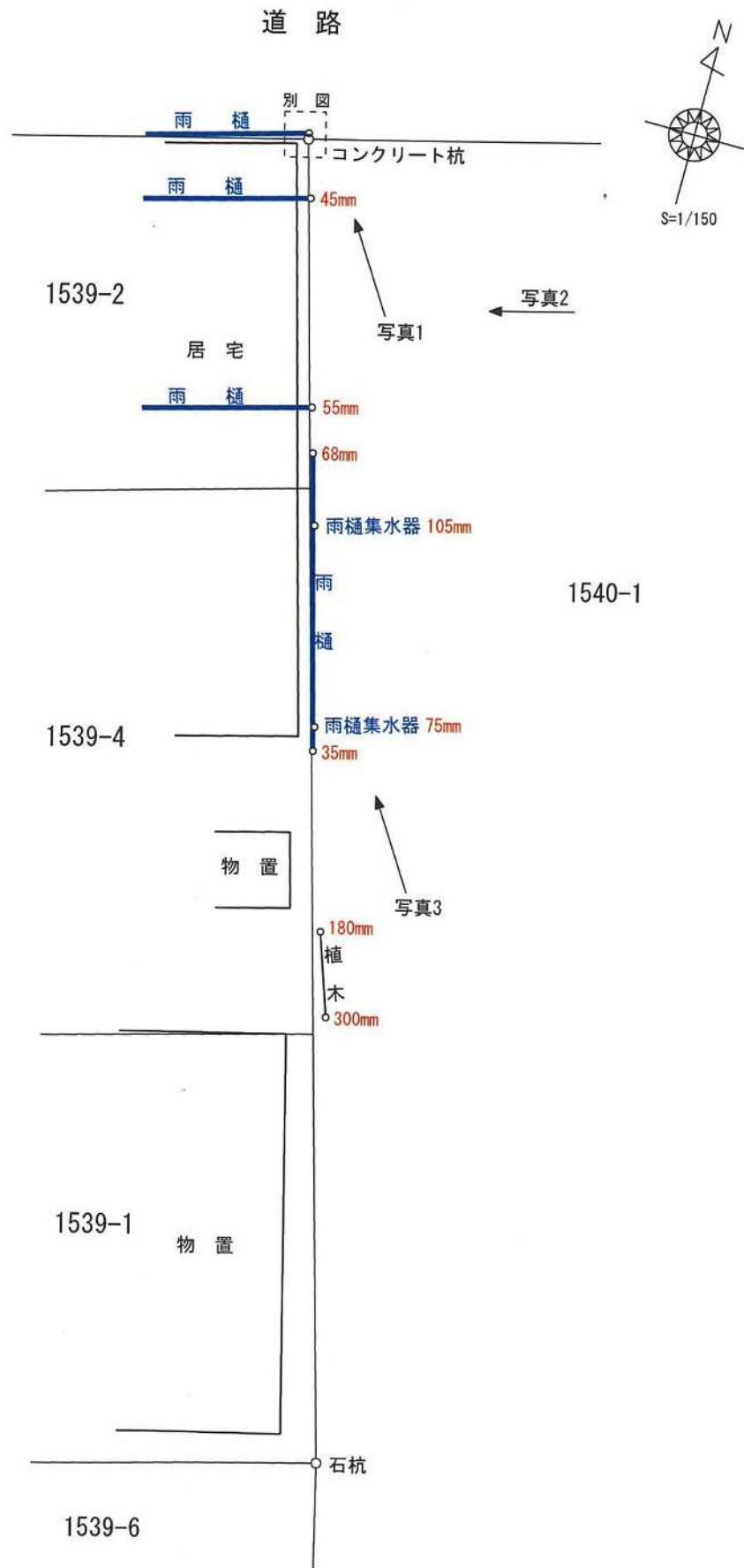
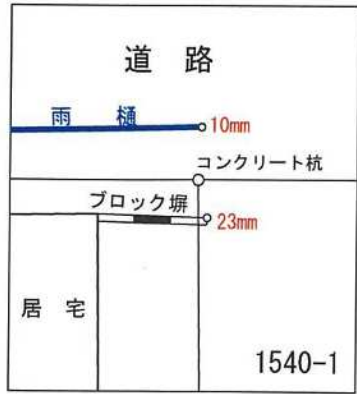


写真1



写真2



写真3

